省令

○財務省令第五十一号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の七、第二十九条の四第一項、第三十九条の二十四第三項、第三十九条の六十三第一項及び第三十九条の百二十二第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十六の次に次の一条を加える。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第五条の十七　施行令第六条の七に規定する財務省令で定める書類は、同条に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が記載された農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定に係る法第十三条の三第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写しとする。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第二十条の二十　施行令第二十九条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第四十七条第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

（中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第二十二条の十三　施行令第三十九条の二十四第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、農業競争力強化支援法施行規則第二十条第一項各号列記以外の部分の合計額で、当該合計額についての同項の証明に係る同条第二項の申請書の写し及び当該証明に係る同令第二十一条第一項の証明書の写しを法人税法第八十条第六項又は第百四十四条の十三第十二項に規定する還付請求書に添付することにより証明がされた金額とする。

第二十二条の四十一を次のように改める。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第二十二条の四十一　施行令第三十九条の六十三第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第六十八条の三十四第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

第二十二条の七十六の三の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第二十二条の七十六の四　施行令第三十九条の百二十二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、農業競争力強化支援法施行規則第二十条第一項各号列記以外の部分の合計額で、当該合計額についての同項の証明に係る同条第二項の申請書の写し及び当該証明に係る同令第二十一条第一項の証明書の写しを法人税法第八十一条の三十一第六項において準用する同法第八十条第六項に規定する還付請求書に添付することにより証明がされた金額とする。

附　則

1　この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

2　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号。以下「改正令」という。）附則第十九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第二十九条の四の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十条の二十の規定は、なおその効力を有する。

3　改正令附則第二十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の六十三の規定に基づく旧規則第二十二条の四十一の規定は、なおその効力を有する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省　令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活	（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業